政令

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十一号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十六条」を「第二百二十六条の二」に、「第二款　延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五条・第二百六十六条）」を「第二款　延払条件付譲渡に係る所得税額の延納（第二百六十五条・第二百六十六条の二・第二百六十六条の三）」に、「第二百八十八条」を「第二百九十一条の二」に、「第一節　通則（第二百八十九条―第二百九十一条）」を「第一節　非居住者に対する所得税の総合課税」に、「第二百九十二条」を「第二百九十二条―第二百九十二条の十四」に、「第三節　非居住者に対する所得税の分離課税」を「第二節　非居住者に対する所得税の分離課税」に、「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十三」に改める。

第一条第一項中「おいて、」を「おいて」に改め、「法人課税信託」の下に「、「恒久的施設」を、「青色申告書」の下に「、「更正請求書」を、「、法人課税信託」の下に「、恒久的施設」を、「、青色申告書」の下に「、更正請求書」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二　法第二条第一項第八号の四イ（定義）に規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一　支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

二　鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所

三　その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるもの

2　次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

一　非居住者又は外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所

二　非居住者又は外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所

三　非居住者又は外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所

3　法第二条第一項第八号の四ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する非居住者又は外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。

一　非居住者又は外国法人のために、その事業に関し契約（その非居住者又は外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その非居住者又は外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその非居住者又は外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）

二　非居住者又は外国法人のために、顧客の通常の要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

三　専ら又は主として一の非居住者（その親族その他その非居住者と特殊の関係のある者を含む。）又は外国法人（その外国法人の主要な株主等その他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。）のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

第四条第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「時期」を「時期等」に改める。

第八条第二号中「他人」の下に「（その者が非居住者である場合の法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）」を加える。

第十七条中「（非永住者の課税所得の範囲）」を「（課税所得の範囲）」に、「国内源泉所得以外の所得」を「国外源泉所得」に改め、同条第一号ただし書中「法第百六十一条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得」を「国外源泉所得以外の所得」に、「国内源泉所得」を「非国外源泉所得」に、「国内源泉所得に」を「非国外源泉所得に」に改め、同条第二号、第三号、第五号及び第六号中「国内源泉所得」を「非国外源泉所得」に改める。

第三十四条第三項中「提示された同条第五項」を「同条第五項に規定する提示がされた同項」に、「書類に記載された」を「書類又は署名用電子証明書等（以下この節において「署名用電子証明書等」という。）に記載又は記録がされた」に改める。

第四十一条の二の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第一項中「書類は、」の下に「障害者等確認書類（」を加え、「及び確認書類」を「をいう。第三項において同じ。）及び本人確認書類」に、「いう。」を「いう。以下この条及び」に改め、同条第二項中「前項に規定する書類」を「その者の障害者等確認書類及び本人確認書類」に改め、「申請書」の下に「又はその提出の際にその者の署名用電子証